（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～六　（略）

4・5　（略）

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一～六　（略） 5・6　（略）	（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一～六　（略） 4・5　（略）
（組合の運営組織の状況に関する事項） **第百五十四条**　第百五十二条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。 一～六　（略） 七　子会社等の状況に関する次に掲げる事項 イ　子会社（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会にあっては法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社、連合会にあっては法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この条、第百五十六条、第二百二十二条及び第二百二十四条第一項第二十一号において同じ。）、子会社以外の子法人等（第七条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の区分ごとの重要な子会社等の商号又は名称、代表者名及び所在地 ロ・ハ　（略）	（組合の運営組織の状況に関する事項） **第百五十四条**　第百五十二条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。 一～六　（略） 七　子会社等の状況に関する次に掲げる事項 イ　子会社（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会にあっては法第十一条の六第二項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社、連合会にあっては法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この条、第百五十六条、第二百二十二条及び第二百二十四条第一項第二十二号において同じ。）、子会社以外の子法人等（第七条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の区分ごとの重要な子会社等の商号又は名称、代表者名及び所在地 ロ・ハ　（略）

（届出事項等）

第二百二十四条　法第百二十六条の二第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～二十　（略）

二十一　組合（信用事業実施組合を除く。）、当該組合の子会社又は共済代理店（第三項において「組合等」という。）において不祥事件（共済代理店にあっては、当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

2　（略）

（削る。）

3　第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～六　（略）

4・5　（略）

（届出事項等）

第二百二十四条　法第百二十六条の二第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～二十　（略）

二十一　共済事業実施組合が法第五十八条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合

二十二　組合（信用事業実施組合を除く。）、当該組合の子会社又は共済代理店（第四項において「組合等」という。）において不祥事件（共済代理店にあっては、当該組合が委託する共済事業に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

2　（略）

3　共済事業実施組合（共同事業組合を除く。）は、第一項第二十一号に掲げる場合において法第百二十六条の二の規定による届出をしようとするときは、届出書に同号に規定する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

4　第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一～六　（略）

5・6　（略）

附　則

この省令は、平成三十年八月十六日から施行する。